

神戸市立工業高等専門学校進路指導委員会規則

2023年4月1日

規則第134号

(委員会の目的)

第1条 神戸市立工業高等専門学校進路指導委員会（以下「委員会」という。）は、学生の進路に関する事項及びキャリア教育に関する事項を協議し、学生の就職及び進学支援活動について円滑な実施及び運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、教務主事（教育）、教務主事（研究）、学生主事、副主事（教育）1名、副主事（学生）1名、専攻科長、各専門学科及び一般科の各学科長、地域協働研究センター長、学年主任、事務室学生課教務担当係長及び学生課担当者をもって構成する。

2 委員長は、学生主事とする。委員長に事故があるときは、教務主事（教育）がこれを代理し、委員長が欠けたときは、教務主事（教育）がこれを代行する。

(委員会の招集)

第3条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、定例及び臨時に開催する。定例の委員会は、原則として奇数月に委員長が招集し、臨時の委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の運営)

第4条 委員会の運営は、学生主事室が行う。

(改廃)

第5条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。